

# シンポジウム

## 責任無能力者による不法行為と「家族」の責任

【日時】 2017年3月29日（水）13:00～17:00

【場所】 神戸大学六甲台第1キャンパス本館206教室

※会場が変更になりました。

### 【企画趣旨】

近時、小学生による事故が問題となったサッカーボール事件（最判平成27年4月9日民集69巻3号455頁）、認知症の高齢者による事故が問題となったJR東海事件（最判平成28年3月1日民集70巻3号681頁）のように、責任無能力者の家族の責任が問題となった重要な判例が相次いで出された。

こうした判例については、さまざまな評価がなされているが、こうした問題においては、被害者の救済のあり方とともに、不法行為法における「家族」の位置づけ、責任能力を欠く者による不法行為について、加害者の家族がどのように関わるのかが問われているといえる。本シンポジウムは、高齢者による交通事故の増加にみられるような高齢化に伴う社会現象、そして、家族の役割についての社会の認識の変化等をふまえ、こうした問題を考え、現行法の解釈論のほか、将来の制度設計を検討するものである。

### 【プログラム】

「はじめに —問題の所在」

神戸大学教授 窪田充見

「近時の判例にみられる監督義務者責任の流れとその評価」

立教大学教授 前田陽一

「不法行為責任と家族の関わり」

東北大学教授 久保野恵美子

「精神病の患者に関する看護の態勢とあるべき制度設計」

神戸大学教授 手嶋 豊

「総括とコメント」

早稲田大学教授 大塚 直

東京大学准教授 米村滋人

（司会） 神戸大学教授 浦野由紀子

神戸大学准教授 田中 洋

【主催】 科研基盤研究（A）「私人の権利行使を通じた法の実現

—法目的の複層的実現手法の理論化と制度設計の提案」（研究代表者：窪田充見）

## シンポジウム 「責任無能力者による不法行為と「家族」の責任」

本シンポジウムの聴講を希望される場合には、メール又は FAX で、ご連絡ください。

**申込締切：2017年3月21日（火）**

- ①メールでのお申込みの場合、お名前、ご連絡先、ご所属をご記入いただき、「責任無能力者による不法行為と「家族」の責任」シンポジウムへの参加希望とご明記の上、下記アドレスにお送りください。

E-mail: [skhj@people.kobe-u.ac.jp](mailto:skhj@people.kobe-u.ac.jp)

- ②FAX でのお申込みの場合、こちらの用紙をプリントアウトして、お名前、ご連絡先等をご記入の上、FAX してください。（FAX 番号 078-803-6765）

ふりがな：

お名前： \_\_\_\_\_ ご所属： \_\_\_\_\_

ご連絡先（お電話/E-mail）：

\_\_\_\_\_

## 会場へのアクセス 開催場所：神戸大学六甲台第1キャンパス本館 206 教室

下記、URL をご参照ください。

<http://www.kobe-u.ac.jp/guid/access/index.html>



## 最寄り駅からの公共交通機関

JR「六甲道」駅、阪急「六甲」駅から、神戸市バス36系統（「鶴甲団地」行、または「鶴甲2丁目」行）乗車、「神大正門前」下車

## 【お問い合わせ先】

神戸大学法学研究科「法の実現」科 研 E-mail: [skhj@people.kobe-u.ac.jp](mailto:skhj@people.kobe-u.ac.jp)